

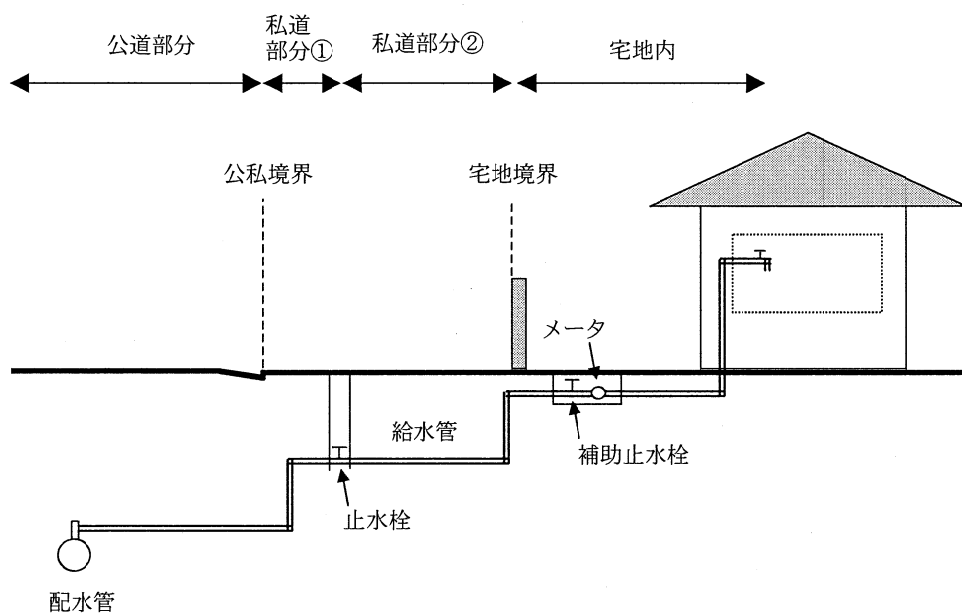
次に、鉛管が残存していると回答のあった 250 事業体を対象とした集計結果は以下のとおりである。

表 4-2 給水管の管理状況（鉛管が残存していると回答のあった事業体のみ）

対象となる区分 責任区分	公道部分 (公私境界 まで)	私道部分① (公私境界 から止水栓)	私道部分② (止水栓か ら宅地境 界)	宅地境界か らメータま での間	メータから 給水栓
水道事業体	242	216	175	169	0
給水装置所有者	8	36	80	98	246
計	250	252	255	267	246

(注 1) 各区分ごとの合計は、理論上、残存していると回答のあった事業体数 250 に一致するはずであるが、記入のない区分、或いは同じ区分でも水道事業体と給水装置所有者両方にチェックが入っている回答もあるため、合計は必ずしも 250 に一致しない。

なお、上記区分に対応する概念図は以下を参照されたい。



以下は、鉛製給水管の残存状況に関する設問において残存していると回答のあった250事業体を対象とした分析である。

鉛製給水管更新に関する計画を策定しているかとの設問には、「策定している」との回答が114事業体（45.6%）、「策定作業中」が15事業体（6.0%）であり、45%程度が何かしらの対応を考えている。一方、「策定していない」との回答も95事業体（38.0%）あり、「その他」の26事業体（10.4%）と合わせると約半数が、老朽配水管の更新、漏水修繕等の実施に併せての布設替以外に特別な対応を行っていない。

### 〈設問3〉鉛製給水管更新計画

#### 3-1 鉛製給水管更新に関する計画を策定していますか

- a 策定している
- b 策定作業中
- c 策定していない
- d その他

表-5 鉛製給水管更新計画

回 答	事業体数	割合 (%)
策定している	114	45.6
策定作業中	15	6.0
策定していない	95	38.0
そ の 他	26	10.4
計	250	100.0

#### 3-2 〔問3-1〕で a または b を選択した事業体にお尋ねします。

鉛製給水管更新計画の概要はどのようなものですか。

##### ①計画の基本的考え方

上記で、鉛製給水管の更新計画を策定している、或いは策定作業中と回答した事業体の基本的な考え方を類型化すると、各事業体により現況、残存状況等は異なるが、概ね以下のとおりである。

- ・水道水の安全性の確保、地震対策、有収率の向上等が主たる目的
- ・ここ数年で更新するという事業体もあるが、概ね平成25年頃迄に完了させる
- ・下水道工事、道路改良工事、老朽管更新工事、漏水修繕工事等に併せて効率的に実施する
- ・対象は、メータ前後まで

## ②計画期間

計画を策定した時期並びに計画の目標年度については、昭和 60 年度前後に策定している事業体が一部あるものの、当初の計画を平成 14 年度前後に策定している事業体が大多数であり、鉛問題が顕在化してから計画を策定し始めた事業体が多く見受けられる。また、現行計画の目標年度は平成 24 年頃が平均的な完了年度となっている。

## ③事業規模

現行計画の事業規模については、下記のとおり、平成 14 年度～ 16 年度迄の期間について記入を求めた。

平成 14 年度～ 16 年度にかけては、概ね毎年 35 万件程度で推移しており、平成 14 年度以前を含めた件数は約 240 万件、総延長約 2,200 kmが更新され、総事業費として 3,300 億円程度の費用がかかっている。

なお、件数、延長が不明であるが事業費のみを把握している事業体、年度ごとに把握していない事業体も多数あり、下記の表－ 6 に反映されていない部分もある。

表－ 6 現行計画の事業規模

年度	件数 (件)	延長 (m)	事業費 (千円)
平成 14 年度	345,093	264,532	53,674,406
	(81)	(32)	(69)
平成 15 年度	288,615	247,030	40,447,725
	(103)	(45)	(92)
平成 16 年度 (予算)	410,827	212,655	57,385,778
	(109)	(45)	(105)
平成 14 ～ 16 年度の 合計	1,044,535	724,217	151,507,909
全体計画の合計	2,402,422	2,205,768	328,006,257
	(112)	(50)	(100)

(注 1) 件数、延長、事業費合計欄の数値は、平成 13 年度以前の数値を含んでいる。

(注 2) 件数、延長、事業費の下段の ( ) 内の数値は、回答のあった事業体数。

(注 3) 件数の全体計画の合計のなかで、回答のあった事業体数が 112 となっているが、策定していると回答した 114 事業体のうち、2 事業体については記入がなかったことによる。

## ④更新事業の対象範囲

事業体の負担による更新事業の対象としている範囲について、対象部分を区分して該当する区分全てをチェックいただいた。

結果は、表 7 のとおりであり、公道部分は当然であるが、私道部分、そして宅地境界か

らメータ部分も対象と考えている事業者が多いようである。

なお、メータから給水栓と回答した7件については、メータ下流側 50 cmから 1 m程度までを対象とするという認識であり、実際には、給水栓までと考えているわけではない。

表－7 更新事業の対象範囲

対象となる範囲の区分	公道部分 (公私境界まで)	私道部分① (公私境界から止水栓)	私道部分② (止水栓から宅地境界)	宅地境界からメータまでの間	メータから給水栓
事業者数	124	114	90	99	7

(注1) 各事業者ごと、対象となる区分全てにチェックしていただいた。

#### ⑤更新事業の対象としていない範囲への対策

上記での更新対象範囲とされていない範囲については、どのような対策を取っているのかという設問には、「給水装置所有者に対する広報活動」と回答した事業者が55事業者であり、その一方で「特に何も行っていない」と回答した事業者が45事業者であった。

なお、「給水装置所有者への助成等」という積極的な対応を取っていると回答した事業者も7事業者ある。

「その他」の内訳としては、全てを事業者負担で実施、融資制度を創設等の記述があるが、それ以外には特に有効な手段を取っているような回答は無かった。

表－8 更新事業の対象としていない範囲への対策

対 策	給水装置所有者に対する広報活動	給水装置所有者への助成等	特に行っていない	その他
事業者数	52	7	44	—

#### ⑥事業の執行体制

更新事業の執行体制については、事業者の規模にもよるが、概ね工務課等の技術系職員2人から10人程度、大都市では数十名といった体制を取っている。なお、中小事業者では余り専門性はなく、他の業務を持った上で、必要に応じて対応しているようである。

#### ⑦鉛製給水管の更新計画を策定していない理由

表5において、「策定していない」と回答した95事業者にその主な理由を尋ねた設問によると、「給水管は給水装置所有者の者であり、事業者は更新を行わない」との回答が34